

事業用資産の贈与税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号

令和 年 月 日

〒

住所

氏名 様

税務署長

あなたは 殿から 贈与 により取得した事業用資産の 贈与税 について、
相続(遺贈) 相続税

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、
相続税

日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額(納付すべき税額)	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

事業用資産の 贈与税
相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。